

令和3年生駒市教育委員会

第9回定例会 議案

令和3年9月27日

生駒市教育委員会



令和3年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第13号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和3年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第14号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改定について)	16
報告第15号	令和2年度決算報告について	17
報告第16号	令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について	18
報告第17号	生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	19
議案第29号	生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について	22
議案第30号	生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について	29
議案第31号	生駒市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について	35
議案第32号	生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	36



臨時代理につき承認を求めることについて

(令和3年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について)

令和3年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和3年9月3日に、別冊のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年9月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・令和3年度生駒市一般会計補正予算(第8回)
- ・生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	地方債	その他			
1 児童福祉総務費	3,083,552	798	3,084,350		798	1 報酬	732	パートタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	66		
3 保育所費	1,001,647	310	1,001,957		310	1 報酬	278	パートタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	32		
計	7,127,190	1,108	7,128,298		1,108				

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	地方債	その他			
1 教育委員会費	367,504	1,578	369,082		1,578	1 報酬	1,538	パートタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	40		
2 心の教育活動事業費	26,926	12	26,938		12	1 報酬	10	パートタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	2		
計	394,430	1,590	396,020		1,590				

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正額の額				計	補正額	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
	補正前の額	補正額		計			一般財源	財源				
		特	他					国庫支出金	地方債その他			
1 学校管理費	274,164	1,027	275,191	1,027	1,027	1,027			1 報酬	939	パートタイム会計年度任用職員	
									3 職員手当等	88		
計	373,622	1,027	374,649	1,027								

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正額の額				計	補正額	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
	補正前の額	補正額		計			一般財源	財源				
		特	他					国庫支出金	地方債その他			
1 学校管理費	183,604	559	184,163	559	559	559			1 報酬	509	パートタイム会計年度任用職員	
									3 職員手当等	50		
2 教育振興費	77,641	5	77,646	5	5	5			1 報酬	5	パートタイム会計年度任用職員	
計	261,245	564	261,809	564								

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正額の額				計	補正額	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
	補正前の額	補正額		計			一般財源	財源				
		特	他					国庫支出金	地方債その他			
1 幼稚園費	819,093	174	819,267	174	174	174			1 報酬	166	パートタイム会計年度任用職員	
									3 職員手当等	8		
計	819,093	174	819,267	174								

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定地方債	その他			
1 社会教育総務費	133,128	121	133,249			121	113	パートタイム会計年度任用職員	
							8		
2 生涯学習施設費	475,333	126	475,459			126	126	パートタイム会計年度任用職員	
3 図書館費	323,369	2,314	325,683			2,314	2,314	パートタイム会計年度任用職員	
6 文化振興費	14,432	46	14,478			46	46	パートタイム会計年度任用職員	
計	1,003,743	2,607	1,006,350			2,607			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定地方債	その他			
1 保健体育総務費	99,109	75	99,184			75	67	パートタイム会計年度任用職員	
							8		
3 学校給食センター運営費	885,372	670	886,042			670	567	パートタイム会計年度任用職員	
							103		
計	1,836,046	745	1,836,791			745			





議案第 69 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒  
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第3条の2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の  
度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2  
のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職  
務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第3条の3 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごと  
に別表第3に定めるフルタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の  
範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料  
月額は、その者の号給に応じた額とする。

第12条第1項中「第1項後段」の次に「及び第5項」を加える。

第14条の次に次の2条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の職務の級)

第14条の2 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第14条の3 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとに別表第4に定めるパートタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとする。

第15条を次のように改める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 報酬を月額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額（前条の規定により決定した当該パートタイム会計年度任用職員の号給に応じた別表第1の額をいう。以下同じ。）に、1週間当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間（第17条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を38.75で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 報酬を日額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、1日当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を7.75で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 報酬を時間額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職務の専門性、特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、その職務の専門性、特殊性等を考慮し、月額にあつては350,000円を、日額にあつては24,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定める。

第21条中「第1項後段」の次に「及び第5項」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300

23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200

49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100

75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800

101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200
112		300, 600	349, 500
113		300, 800	350, 000
114		301, 000	
115		301, 300	
116		301, 700	
117		301, 900	
118		302, 100	
119		302, 400	
120		302, 700	
121		303, 100	
122		303, 300	
123		303, 600	
124		303, 900	
125		304, 200	



別表第 2 (第 3 条の 2、第 1 4 条の 2 関係)

職務の級別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
一般行政職 (他の職種の区分の適用を受けない者を含む。以下同じ。)	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務
	3 級	専門的知識又は経験を必要とする職務
福祉・医療職	1 級	保育士又はこれに相当する職の職務
	2 級	看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務
		相当の知識若しくは経験を必要とする保育士又はこれに相当する職の職務
3 級	相当の知識若しくは経験を必要とする看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務	
教育職	1 級	幼稚園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務
	2 級	相当の知識若しくは経験を必要とする幼稚園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 (第 3 条の 3 関係)

フルタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
福祉・医療職	保育士	1 級 2 0 号給から 2 級 9 号給まで
教育職	幼稚園講師	1 級 2 0 号給から 2 級 9 号給まで
	小・中学校講師	1 級 2 2 号給から 2 級 5 9 号給まで

別表第4（第14条の3関係）

パートタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
一般行政職	一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	1級1号給から1級25号給まで
	保育園調理員	1級5号給から1級17号給まで
	保育園用務員	1級5号給から1級17号給まで
	清掃員	1級5号給から1級17号給まで
	学校給食配膳員	1級1号給から1級5号給まで
	学校給食調理員	1級5号給から1級17号給まで
	交通指導員	1級26号給から1級34号給まで
	消費生活相談員	2級93号給から2級125号給まで
	年金相談員	2級34号給から2級78号給まで
	相当以上の知識若しくは経験を必要とする事務又はこれに相当する業務に従事する者	2級1号給から3級113号給まで
福祉・医療職	保育士	1級15号給から2級9号給まで
	保育補助員	1級8号給から1級16号給まで
	看護師・保健師・栄養士	2級26号給から2級62号給まで

	家庭児童相談員	2級20号給から3級64号給まで
	相当の知識又は経験を必要とする福祉業務に従事する者	2級1号給から3級113号給まで
教育職	幼稚園講師	1級15号給から2級9号給まで
	小・中学校講師	1級15号給から2級59号給まで
	部活動指導員	2級38号給から2級50号給まで
	相当の知識又は経験を必要とする教育業務に従事する者	2級1号給から2級125号給まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第17条の3の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与」を「給与に関する事項」に改める。

報告第14号

臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル  
の改定について)

生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和3年9月6日に、別冊のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年9月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第15号

令和2年度決算報告について

令和2年度決算報告について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第16号

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和3年9月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第17号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について、  
生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒  
市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和3年9月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則  
生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第  
21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表中

ワイヤレスマイクロホン	1本100円	を
コンデンサーマイクロホン	1本100円	

ワイヤレスマイクロホン	1本100円	に
ダイナミックマイクロホン	1本100円	
コンデンサーマイクロホン	1本100円	
ダイレクトボックス	1個100円	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 はね返りスピーカーについては、2台で1式とする。
- 2 ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。
- 3 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の4の表中OHPの項を削り、同表中

液晶プロジェクター大	1台1,360円	を
モバイルルーター	1台210円	

液晶プロジェクター	1台210円	に
-----------	--------	---

改め、同表備考第2項を削り、同表備考第3項を同表備考第2項とする。

別表第2の2の表中ピンスポットライトの項を削る。

別表第2の3の表中

ワイヤレスマイクロホン	1本100円	を
コンデンサーマイクロホン	1本100円	

ワイヤレスマイクロホン	1本100円	に
ダイナミックマイクロホン	1本100円	
コンデンサーマイクロホン	1本100円	
ダイレクトボックス	1個100円	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 はね返りスピーカーについては、2台で1式とし、追加で使用する場合には、1台110円の利用料金を徴収する。
- 2 ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。



3 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の4の表中OHPの項、16ミリ映写機の項及びモバイルルーターの項を削り、同表備考第3項を削り、同表備考第4項を同表備考第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、令和3年10月1日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第29号

生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について

生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について、生駒市教育委員会教育長  
に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)  
第2条第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 生駒市立幼稚園の再編に係る方向性について(案)

### I これまでの経緯

#### 1 「今後の生駒市立幼稚園のあり方について（令和2年2月）」の概要

##### (1) 現状と課題

公立幼稚園の園児は、近年減少が続き、特に近隣に私立幼稚園や保育所が存在する園(なばた・俵口・あすか野・桜ヶ丘・壱分)では、過去5年間で大幅に減少。少人数集団での子どもの育ちや多様化する保育ニーズ等の課題に対応するために、幼稚園の存続やこども園化については、園児数の推移や地域のニーズを踏まえた取組を進める必要がある。

##### (2) これまでの取組、今後の公立幼稚園の役割

本市の幼稚園では、通園バスの運行や3年保育の実施、預かり保育や長期休業中の長時間預かり保育を行うなど、保育機能の付加・拡充に努めてきた。また、未就園児の集いや園庭開放を通して、保護者や地域との連携・協働にも力を入れるとともに、全園で小学校への接続に対する取り組みを進めている。

##### (3) 公立幼稚園の評価項目と考え方

園児数が年々減少し、今後も減少傾向は続くものと考えられることから、今後のニーズを踏まえた公立幼稚園の適正な施設配置と運営について、評価項目を挙げ、検討することとした。

##### (4) 評価を踏まえた公立幼稚園の施設規模適正化の方向性

「望ましい」幼稚園規模評価及びこども園化評価等の結果から、とりわけ園児数の推移が著しく減少する見込みであるなばた幼稚園、俵口幼稚園は、壱分幼稚園、生駒台幼稚園と、それぞれ統合したうえで多様化する保護者ニーズに応えることができるこども園化が望ましいと考える。

##### (5) その他の方策等

今後予想される園児数の減少により、生駒市として、地域との連携・協働に向けた基盤を整え、就学前教育・保育に生かしていかなければならない。そのためには、地域全体で地域の子どもを守り、育て、教育的な配慮をもって地域が関わるのが重要である。

また、多様な保護者ニーズに対応するため、預かり保育を拡充していく必要がある。

##### (6) 今後の進め方

公立幼稚園の規模適正化の検討に当たっては、園児の心情や保護者、地域住民の思い等を十分に聞き取り、統合やこども園化による保護者の負担軽減に努めるとともに、保幼小接続や地域等の連携・協働等についても情報を共有するなど、丁寧な対応を希望する。

## 2 「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方（令和2年10月）」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立幼稚園のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」では、以下のような内容を整理・公表している。

### (1) 現状

市立幼稚園の園児数は、近年減少が続く一方、保育所等の入所希望者は年々増加し、待機児童が発生している状態である。その要因として、就学前児童数の減少と保育者ニーズが保育所等へと移行していることが考えられる。

また、本市では、「生駒市公共施設等総合管理計画」「生駒市公共施設マネジメント推進計画」を定め、令和41年度末までに24.5%の公共施設の延床面積の削減目標を掲げている。

さらに、本市の財政状況として、「生駒市行政改革大綱」において、今後5年間で10億円以上の経常経費の削減を掲げている。

### (2) 市立幼稚園の役割・これまでの取組

「生駒市立幼稚園・保育所・こども園 教育・保育統一カリキュラム」を作成し、市全体の幼児教育の向上やセーフティネットとなる役割を担っている。さらに、全市的な取組として、公私立の幼稚園や保育所等、小学校とともに保幼小接続事業を進めている。

### (3) 望ましい規模や運営体制に関する評価結果

八つの評価項目に基づき行われた評価の結果で、俵口幼稚園、なばた幼稚園、壱分幼稚園は検討が必要と答申されたことを重く受け止め、意見交換を重ねて方向性を決定する。

### (4) 望ましい規模を確保し、幼稚園に関する課題に対応するための具体的な方策

#### ① 認定こども園化

(3)の評価の結果、一部の幼稚園は存続しつつ、なばた幼稚園・俵口幼稚園は壱分幼稚園・生駒台幼稚園への統合により、認定こども園化が望ましいとの答申されたことを重く受け止め、園、保護者、地域と意見交換を重ねて決定する。

#### ② 民間活用について

認定こども園化を進めるにあたり、民間による運営、公私連携型こども園も選択肢のひとつとして検討を行う。

#### ③ 再編により考えられる効果

幼稚園を再編することにより、望ましい集団規模が確保でき、子どもどうしのふれあいの多様性、保護者支援の充実、地域の子育て支援の拡充につながる。また、こども園化により保護者の保育ニーズに対応できる。

(5) 具体的な方策を実施する際に留意すべきこと

- ① 通園が園児にとって過剰な負担にならないよう、また安全に通園できるよう配慮し、通園バスの運行区域の拡大や送迎のための駐車スペースを確保する。
- ② 再編の時期については、在籍園児を考慮し柔軟に対応し、安心して過ごせるよう環境を整え、保護者に対しても丁寧に対応する。
- ③ 園と地域のつながりが継続させるよう努める。
- ④ 再編による園跡地及び施設の利活用については、市長部局との連携のもと、地域と協議した上で、市として総合的に検討する。(こども園化の検討も含む)
- ⑤ 特別な配慮を要する園児に対して必要な対策を講じる。

3 地域協議会からの意見書

1、2において、幼稚園再編の対象とされた、なばた幼稚園、壱分幼稚園、俵口幼稚園、及び俵口幼稚園との再編の可能性がある生駒台幼稚園のそれぞれに設置した地域協議会では、「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」をベースとして、活発な議論が行われ、主に以下の内容の意見書が提出された。

(1) 生駒台幼稚園(計4回会合:8月6日提出)

当協議会としては、生駒台幼稚園と俵口幼稚園の再編を決定する際には、俵口幼稚園の地域協議会からの意見をできる限り尊重していただきたいと考える。

その上で、生駒台幼稚園と俵口幼稚園を統合して、生駒台幼稚園をこども園とし、その際には、「協議会としての意見」を取り入れて進められたい。

(2) 壱分幼稚園(計4回会合:8月11日提出)

当協議会及び地域住民としては、市教育委員会の「基本的な考え方」をベースにして、現在、生駒市の行政課題となっている少子化に伴う就学前児童の減少、および保育ニーズへの需要の転換、これに伴う待機児童対策を考えると、なばた幼稚園と壱分幼稚園を統合して、一日も早く壱分幼稚園のこども園化を実現することを希望する。

また、時間がかかるのであれば再編を待たずに壱分幼稚園単独でのこども園化を進めることを求める。

(3) なばた幼稚園(計5回会合:8月13日提出)

当協議会の総意として、原案に反対する。保護者・地域の代表としてなばた幼稚園の存続、または、なばた幼稚園でのこども園化を求める。

(4) 俵口幼稚園(計 6 回会合:8月19日提出)

当協議会としては、俵口幼稚園の存続を求める。しかしながら、将来的に少子化や就労家庭の増加から地域の保育ニーズに対応する必要があるれば、俵口幼稚園のこども園化についても具体的に検討されたい。

## II 再編に係る今後の方向性について

前述の1～3の検討結果も踏まえ、教育委員会では、昨今の急激な社会情勢の変化による今後の就学前教育・保育への保護者ニーズや待機児童数の見込み、各園だけではなく市全体の就学前教育・保育のあり方、園と地域との関係や園を拠点とした地域づくりの視点も意識しつつ、また、何よりも子どもの健全な成長を最優先に据え、今後の園運営や体制の在り方について議論を重ねてきた。

その結果として、市立幼稚園の再編に係る今後の方向性として以下のとおり整理する。

(1) 壱分幼稚園

壱分幼稚園の地域は、地元からも速やかなこども園化の要望が高まっており、こども園化を行うに当たり、いくつかの留意事項はあるものの、特に大きな課題も見受けられないことから、保護者のニーズに応え、子どもたちにより良い教育環境を整備するため、今後、単独でのこども園化と、保護者・地域との協働、より良い教育活動の検討を進めていくこととする。

(2) 生駒台幼稚園

生駒台幼稚園は、幼稚園教育のニーズが比較的高い園区であること、こども園化するためには、駐車場の整備、増加する園児数に対応できる保育スペースの確保等が大きな課題として残ること、俵口幼稚園の地域協議会からの意見をできる限り尊重してほしいとの意向があること等にかんがみ、当面は引き続き公立幼稚園として継続する。

今後、俵口幼稚園をはじめとする、市内や周辺地域の就学前教育・保育のニーズや児童数の変化等も注視し、前述した課題への対応を検討しながら、こども園化を見据えた検討を進めていくこととする。

(3) なばた幼稚園、俵口幼稚園

先に述べたとおり、「生駒市学校教育のあり方検討委員会」からの答申において、園児数が減少することによる課題が指摘され、また、評価項目に基づく評価分析を行った結果、なばた幼稚園は壱分幼稚園と、俵口幼稚園は生駒台幼稚園と統合し、こども園とすることが望ましいと示されている。

教育委員会においてもこの答申を重く受け止めたうえで、令和2年11月には市民説明会、12月に

は意見交換会を開催したほか、コロナ禍の機会を捉えて、当該4園区で協議会を設置し、幼稚園、保護者、地域の関係者などと、それぞれ5回前後の意見交換を丁寧に重ねてきた。

その結果、なばた幼稚園と俵口幼稚園の地域協議会での意見聴取や提出された意見書では、

- ・保護者や地域の幼稚園教育への思いが未だ高いこと
- ・地域住民の方々に「地域の子どもを一緒に見守り、育てていこう」という強い意識があること
- ・幼稚園が園児と地域社会との接点となり、地域社会の活性化に繋がっていること

など、幼稚園存続の意義や意向が強く示された。

また、答申において『1学年2クラス以上、1園6クラス以上が望ましい』『1学級当たり20-30人が特に望ましい』とされているが、その境界人数19, 20人で全く反対の評価をすることには疑問符がつくとの意見も出されている。

「生駒市学校教育のあり方検討委員会」の答申、「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」に加え、地域協議会におけるこのような意見を勘案した結果、公立幼稚園の運営や幼稚園を中心とした地域活性化の取組を、市教育委員会や園、地域や保護者等の関係者との協働により、さらに具体的に進めていくことを関係者間で共有したうえで、俵口幼稚園、なばた幼稚園を当面存続する。

園児数が減少傾向にある園の存続にあたっては、幼稚園現場での工夫はもとより、地域や保護者の方々の支援や協力が不可欠であり、また、子育て世帯の増加を含めた地域の活性化なしには持続可能な園の運営・体制を確保し続けることはできないことから、関係者が協力し、意見書で示された「地域で子どもを育てる」取組をより進め、それを地域の活性化につなげていく必要がある。

同時に、小規模な幼稚園にはメリットもあるとの意見もあるが、望ましい規模とされる「21-30人」を大きく下回る規模となった時はデメリットがメリットを超え、子どもたちの成長にとって適切ではないと判断せざるを得ない。就学前教育の場では、適切な規模の集団をつくることによって子どもたちの成長(集団性・協同性の育ち)を促し、活動を広げ、生活・遊びの流れを作ることができると考えられるからである。文部科学省が公式に発表している研究成果※や答申内容を基に考察した結果、集団性・協同性の育ち等のために、1つの学年の園児数が10人以下、もしくは、全学年で学年当たりの園児数が15人以下となった時、子どもの成長を最優先に考え、当該園の再編に向けた対応を進めていくこととする。

※ 望ましい学級規模について、文部科学省のウェブサイトで公開されている社団法人全国幼児教育研究協会の「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」の考察では、一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4, 5歳児では21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられる、とされ

ている。

### **Ⅲ 今後の具体的な取組について**

- 壱分幼稚園のこども園化に関する具体的な対応の検討と実施
- 生駒台幼稚園のこども園化にかかる課題の整理と対応方針の検討
- 俵口幼稚園、なばた幼稚園における地域コミュニティと園との連携強化、園を活用した地域活性化の具体化に向けての検討



議案第30号

生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について

生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性について（案）

### I これまでの経緯

#### 1 「今後の生駒市立小・中学校のあり方について（令和2年2月）」の概要

##### (1) 小中一貫校の成果と課題

平成28年度から生駒北小中学校で実施している施設一体型小中一貫教育について、成果と課題を検証。その検証結果等を踏まえ、生駒市としては、小中一貫教育を推進していくべきであると考えます。

##### (2) 市内公立小・中学校の現状と課題

本市における児童生徒数と学級数の減少傾向は今後も続くものと予測され、学校の小規模化に伴う様々な課題が生じることが懸念される。特に北地区および南地区の学校において小規模化が進んでいる。

##### (3) 小規模校・大規模校のメリット・デメリットと規模適正化の基本的考え方

小規模校、大規模校それぞれについて、メリット・デメリットを整理し、国が示す望ましい学校規模(学級数)を基に検討した結果、下限数について、小学校は12～24学級、中学校は9～18学級とした。

##### (4) 南中学校・大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性

委員会で検討を行った結果、将来的な「望ましい規模」の確保のために、生駒南小学校(14学級424人)と生駒南第二小学校(8学級211人)を統合することが有効な手法の一つであると考えます。

#### 2 「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立小・中学校のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」では、以下の内容を整理・公表している。

##### (1) 本市の小中学校の現状と課題

生駒市の児童生徒数は、この数年は約10,000人の横ばいで推移し、特に北・南地区で小規模化が進んでいる。

また、本市では、「生駒市公共施設等総合管理計画」「生駒市公共施設マネジメント推進計画」を定め、令和41年度末までに24.5%の公共施設の延床面積の削減目標を掲げている。

さらに、本市の財政状況として、「生駒市行政改革大綱」において、今後5年間で10億円以上の経常経費の削減を掲げている。

## (2) 望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討結果

望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討の結果、生駒市学校教育のあり方検討委員会の答申では、生駒南第二小学校については、生駒南小学校との「学校再編（統合）」が有効な手法の一つとして示された。

## (3) 望ましい学校規模を確保するための具体的な方策（小規模校への方策）

- ・隣接する学校との「学校再編（統合）」が有効であると考え、あくまでも子どもたちに対してより良い教育環境を整備していくために、学校再編に併せた小中一貫教育の推進等、子どもたちの豊かな成長につながるような具体策を講じる。
- ・望ましい学校規模を大きく下回り、将来的にも児童生徒数の減少が予想される学校については、地域と十分協議の上、必要な対応を講じる。
- ・学校再編により、学校区が変更になる時には、小学校と中学校の校区の整合性を図るよう配慮する。

## (4) 魅力的な学校づくりの推進

学校再編を実施する場合には、小中一貫教育のメリットの具体化やコミュニティ・スクールの推進、学校施設の整備・充実などに取り組み、魅力的な学校づくりを進めていく。

## (5) 小規模校を存続される場合の具体的な方策

再編によるデメリットが大きく、小規模校を存続させることを選択せざるを得ない場合は、小規模校を最大限生かした教育活動や教育活動への地域人材の効果的な参画を促進し、社会性を育む機会の確保など、小規模校として考えられるメリットの最大化とデメリットの最小化に向けて、第2次生駒市教育大綱の基本方針に基づくモデル的な教育を充実するとともに、学校を核としたコミュニティやまちの活性化につながる学校のあり方の具体化等を進める。

## 3 地域協議会からの意見書

望ましい規模確保の取組が必要とされ、学校再編の対象となる生駒南第二小学校と生駒南小学校でそれぞれ設置した地域協議会からは、主に以下の内容の意見書が提出された。

### (1) 生駒南第二小学校

#### ① 生駒南小学校との再編について

生駒南小学校との再編は、地域協議会の総意として反対である。理由は以下のとおり。

ア 生駒南第二小学校の特徴である小規模校のメリットを活かした学校運営がなされている。

イ 地域と学校が共に子どもを育てる土壌があり、地域が既に学校運営に深くかかわっ

ている。

ウ 学校再編がまちづくりの大きな影響を及ぼし、地域の衰退につながる。

エ 再編が実施される場合の児童の通学の安全確保の課題において懸念がある。

② 生駒南第二小学校を存続させるための具体的な方策について

生駒南第二小学校において、基本的な考え方で示された小規模校を存続させる場合の具体的な方策として、様々な取組が参加者より提案され、主な取組例が以下のとおり示された。

<例1> ICTの活用、コミュニティ・スクールのさらなる発展による魅力ある学校づくり

<例2> 保護者や地域の主体的な取組と学校の連携による子どもたちの健やかな育ちの推進

<例3> 学校施設を活用した子どもたちの居場所づくり

(2) 生駒南小学校

① 生駒南第二小学校との再編について

大きな課題は見受けられないものの、生駒南第二小学校区の地域協議会からの意見をできる限り尊重していただきたい。

② 附帯意見

- ・生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策に取り組んでいただきたい。
- ・部活動にも影響が出ている生駒南中学校の校区の見直し等による規模適正化に向けた検討を早急に進めていただきたい。

## II 再編に係る今後の方向性について

市教育委員会においては、令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会において、規模の適正化を図るべき学校が具体的に示されたことを受け、本答申を尊重し、小規模校の児童の教育の充実のためには学校再編が有力な選択肢であるとの立場をとっていた。

一方、再編の対象となっていた生駒市立南第二小学校区においては市内でも特に地域活動が活発で、学校と地域の連携も進んでいたことから、小規模校であることを最大限生かして、メリットの最大化とデメリットの最小化が図られるのであれば、小規模校として維持していくことが可能であるとの判断のもと、「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」においても、小規模校を存続する場合の具体的な方策の取組例を列挙した。

実際に、生駒南第二小学校区における地域協議会では、早い段階から再編に反対という明確な意思表示がなされたうえで、学校を存続した場合に、市、学校、PTA、地域関係者等が協働して学校運営をさらに深化させ、また、学校を地域の活性化の拠点として活用していこうとする姿勢が見られる。

また、学校側からも地域と協働して、文部科学省が提唱している「令和の日本型教育」の理念を具体化する提案が多く出された。例えば、不登校や学びに困難を抱える児童への一層の支援体制・プログラムの整備、ICTを活用した先進的な学びの場・機会づくり、地域との連携によるキャリア教育や実学の場づくり、主体性を育む具体的なプログラムの整備と実施など、市全体はもちろん、全国的にモデルとなりうるさまざまなプログラムが検討されている。

以上を踏まえ、市教育委員会としては、今まで以上に、市、学校と地域・保護者が協働し、学校運営や子供たちの教育プログラムを充実し、地域活性化にもつなげていくことを共通認識としたうえで、生駒南第二小学校の存続を決定することとする。

ただし、地域協議会で提案のあった取組をはじめ、地域・保護者が深く関わった学校に対する取組が実行されない状況が続くようなことがあれば、小規模校のメリットよりもデメリットが上回ることが見込まれ、子どもたちの教育環境を維持していくためにも、再編も含めた検討を再開せざるを得ないとする。今後は生駒南第二小学校の学校運営協議会及び地域学校協働本部（コミュニティ協議会）等において、意見書で提案された取組の実現に向けた協議・運営を進めていき、市教育委員会としても、教育委員会事務局職員が協議会にオブザーバー参加し、積極的に協働していく。

また、上記のような取組が進んでいった場合においても、今後さらに生駒南第二小学校の小規模化が進み続けるようなことになれば、教員数の減少による学校運営への影響、集団活動やグループ活動における制約等、教育上の課題が顕著に現れることから、市が第2次生駒市教育大綱で示している基本理念・基本方針の実現が困難になってくる。

「少人数教育の良さもある」との声もあるが、望ましいとされるクラスの規模を大きく下回る児童数になれば、子どもたちの教育や成長の観点から学校再編を再び検討せざるを得ない。

望ましい学級規模については、文部科学省中央教育審議会においても議論されており、「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」（平成22年6月）において、小中学校の望ましい学級規模として、

- ・小中学校の教員の声として、25人～30人が74%、21～25人が6%、20人以下が9%
- ・保護者の声として、25人～30人が48%、21～25人が21%、20人以下が10%。

という集計結果も出されている。

そこで、生駒南第二小学校において、1年生の入学時に学年あたりの児童数が20名以下になることが2年続いた時は、再編に向けた対応を進めていくこととする。

なお、生駒南小学校については、生駒南中学校も含めた学校施設の老朽化対策、生駒南中学校の規模適正化（校区の見直しを含む）について、今後改めて検討していくこととする。

### Ⅲ 今後の具体的な取組について

- 地域協議会で提案があった事項をはじめ、生駒南第二小学校のソフト・ハード両面におけ

る、先進的で効果的な施策の検討と速やかな実施

- 生駒南第二小学校という場を活かした地域の活性化について、地域学校協働本部や学校運営協議会等において関係者で検討
- 生駒南小学校、生駒南中学校の改修の在り方の検討
- 生駒南中学校の規模の適正化、及び市内全体の校区の検討

議案第31号

生駒市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和3年9月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

生駒市社会教育委員会議運営規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第32号

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例  
施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和3年9月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例施行  
規則の一部を改正する規則

第1条 次に掲げる規則の規定中「やむ得ない」を「やむを得ない」に改める。

- (1) 生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第4項
- (2) 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則(平成25年10月生駒市教育委員会規則第8号)第6条第4項

第2条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 生駒市生涯学習施設条例施行規則様式第2号から様式第4号までの規定
- (2) 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則様式第2号から様式第4号までの規定

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)



2 この規則の施行の際現に存する改正前の生駒市生涯学習施設条例施行規則の規定又は改正前の生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の規定により提出されている様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。